

回答

引き続き制度の理解や知識の共有に努めてまいります。

障がい支援区分認定調査については、認定調査員により調査基準等にばらつきが出ないように、認定調査員マニュアル等国基準の周知徹底を図るとともに、本市において「概況調査及び認定調査票作成の手引き」を作成し、配付しています。手引きでは、調査項目について「支援不要」以外を選択する場合には、支援の詳細な状況や頻度を特記事項に記載するとともに、今回の調査が支援要から支援不要に変更になる等、前回結果と異なる場合には、より詳細に聞き取りを行い、障がい当事者の意向が尊重されるよう支援を必要とする状況について前回との違いを特記事項に記載するよう求めているところです。今後も、調査員への研修を含め、引き続き関係機関と連携しながら、公平公正かつ適正な認定調査の実施に努めてまいります。

意見交換が行われました。「それぞれが悩んでいることや疑問などを共有できたり、気づけたりとお互いに話し合える貴重な機会となった」と感想をいただいた学習会となりました。

#### 【会員学習会「グループホームにまつわる情報交換」】



#### 令和8年度の事業計画と予算について

3月23日に理事会を開催し、令和8年度における事業計画と予算が承認されましたので、それぞれについて概要をご報告いたします。

#### 事業計画について

大阪市手をつなぐ育成会(以下、市育成会という)が平成7年(1995年)12月に設立されてから、障がいのある方を取り巻く状況は変化し、法制度改正から営利法人等の参入や、報酬改定では事業形態の変化など様々な影響を受けています。また、各事業所利用者の高齢化、障がい程度の重度化、建物や設備の老朽化による建て替えや大規模改修なども課題です。

このような現状の中、令和8年度では次の3点を重点ポイントとして位置付けました。

##### (1) 臨時報酬改定について

###### ① 就労継続B型の報酬体系の細分化

就労継続B型の報酬体系が臨時報酬改定により、平均工賃の階層が細分化され、報酬区分も細分化されることになっています。

###### ② 処遇改善の拡充

国の障害福祉分野における賃上げに対する支援策が示され、さらなる処遇改善が求められます。

###### ③ 応急的報酬単価の導入

6月に事業指定を受ける就労継続B型やグループホームには、現行報酬額から割り引かれた応急的報酬単価が導入されます。

##### (2) 各事業所について

事業所単位での中長期課題への検討を進め、建物設備の改修や重度・高齢化に対する事業展開に

#### 4月度会員向け学習会「グループホームにまつわる情報交換」を開催しました

4月23日(木)に『グループホームにまつわる情報交換』をテーマに学習会を開催しました。

最初にグループホームの利用者の日常や一人暮らしをしている方の実際の生活についてビデオ視聴を行いました。その後、当法人の飯塚事務局長から『障がい者グループホーム開設ハンドブック(R6.3大阪府福祉部)』等の資料を用いて、グループホームの概要についてや開設のきまりや制度について等説明がありました。

その後は参加者が5~6名のグループに分かれ、次のような内容でワークショップを行いました。

##### (1) 自己紹介

・ご自身の(障がいのある子どもの日中の場と生活の場等の状況について)体験談や日常について

##### (2) 今後の生活の場のイメージ

・イメージした生活へ移るタイミングや目標の時期  
成人期(~40歳)・壮年期(~65歳)・老年期(65歳~)

##### (3) イメージした生活へ移るために必要なこと

・どのような準備が必要ですか?等

結果や発表を行うワークショップではなく、参加者同士が意見や体験談を自由に話せる場として、活発に